

神山連区地域づくり協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、神山連区地域づくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、地域で各種共同連携の活動を行い、地域住民の共通の利益の増進や、生活環境の保持・改善に努め、文化・スポーツの振興と、見守りネットワーク等の地域福祉の拡充及び、「命をつなぐ近助の絆」のスローガンを基に住民相互のセーフティネットの確立を図り、豊かで住みやすく、誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与する事を目的とする。

(活 動)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 地域住民の福祉に寄与する事業
- (3) 交通安全、防犯及び防災に関する事業
- (4) 公民館活動及び生涯学習に関する事業
- (5) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (6) 高齢者及び生活弱者福祉に関する事業
- (7) 環境に関する事業
- (8) 地域の情報及び活動を周知する事業
- (9) 地域の発展振興と活性化に寄与する事業

(事務所)

第 4 条 協議会の活動拠点及び事務所は、神山公民館内に置く。

第 2 章 組 織

(組 織)

第 5 条 協議会は、別表に定める様に、各構成団体の役員及びその経験者等で組織する。

- 2 協議会の趣旨に賛同するときは執行役員会の承認を得て、前項の構成団体とする事が出来る。
- 3 協議会には、別表に定める様に、「運営本部」と、以下の「4事業部会」を設ける。

① 安心安全部会

地域住民の命を守り、心身の健康増進を図り、安心して暮らせる事を目的にした活動を行う。

② 健康福祉部会

地域住民の明るく健全な育成を図る事を目的にした活動を行うとともに、高齢者・生活弱者等、地域福祉への可能な貢献を目的にした活動を行う。

③ 地域活性部会

地域住民の連携を図り、地域の振興と、環境の保全を目的にした活動を行う。

④ 広報部会

地域の情報を正しく、広く、速やかに、分かり易く、住民の方々に伝える事を目的にした活動を行う。

- 4 各事業部会は、所管事項の実践の為に、別表に定める構成団体の役員又は委員により構成され、活動する組織とする。

(役 員)

第 6 条 運営本部と事業部会のそれぞれに次の役員を置く。

- (1) 運営本部役員

- ① 会長 1名 ② 副会長 2名 ③ 書記 1名
④ 会計 2名 ⑤ 会計顧問 1名 ⑥ 会計監査 2名
⑦ 事務長 1名 ⑧ 監事 若干名
⑨ 事業部会役員 8名(正副部会長) ⑩ 役員 23名(最大)

(2) 事業部会役員 (各部5名×4部会 20名)

- ① 部会長 1名 ② 副部会長 1名 ③ 書記 1名
④ 会計 1名 ⑤ 広報 1名

(執行役員・役員の選任)

第7条 第6条(1)運営本部役員の内、①、②の執行役員は3月開催の連区総会において選任する。

2 前条(1)の運営本部役員の③～⑧に掲げる役員は執行役員とする。また、③～⑩の運営本部役員は会長が指名し、地域づくり協議会役員会において選任する。

3 前条(1)の運営本部役員の⑥に掲げる会計監査は、原則として協議会の他の役員と、これを兼ねる事はできない。

4 前条(2)の③～⑤に掲げる役員については、事業部会構成団体役員又は委員での互選とする。

(執行役員の職務)

第8条 執行役員の職務は次の通りとする。また事業部会役員の職務はこれに準ずるものとする。

(1) 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故有る時は、指名されている順位によって、会長職務を代行する。

(3) 書記は、議事を記録する。

(4) 会計は、予算執行に伴う金銭出納、及び経理事務を担当する。

(5) 会計顧問は、会計処理、決算諸表の作成を統括する。

(6) 会計監査は、会計監査の事務を担当する。

(7) 事務長は、運営に伴う事務全般を統括する。

(8) 監事は、業務及び審議に参画する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、すべて1年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、辞任、又は任期満了の場合でも後任者が選任されるまでの間は、その役員職務を継続して行うものとする。

(相談役)

第10条 連区長は連区内の一宮市議会議員及び公立小中学校校長を協議会の相談役に委嘱する事が出来る。

第3章 会議

(会議)

第11条 会議は、執行役員会、役員会、総会とする。また、事業推進のために事業部代表者会議・事業部会議を設ける。

(執行役員会)

第12条 執行役員会は、役員会に諮る事業全体、会計全体の立案企画を遂行する会として会長の求めに応じて随時に開催するものとする。

(役員会)

第13条 役員会は協議会の最高議決機関であって会長が招集し、4月9月3月の毎年度3回の定期開催とする他、会長が必要と認めた場合、又は、会長宛に役員定数の半数以上の署名による開催請求が提出された場合には、14日以内に会長は臨時役員会を開催する。

2 役員会では、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事。

- (2) 事業報告及び決算承認に関する事。
- (3) 協議会運営本部役員、執行役員及び役員を選任する事。
- (4) 会則の改訂に関する事。
- (5) 協議会運営に関する重要事項に関する事。

(総会)

第14条 総会は、年度末3月に神山連区運営協議会が開催する連区総会をもってあてる。

(事業部代表者会議)

第15条 事業部代表者会議は、事業等に関わる事項について審議する機関であり、執行役員代表と事業部代表者によって構成され、必要と思われるときに会長が招集する。

(事業部会議)

第16条 事業部会議は、協議会の目的とする所管事業を、適正な実施計画と会計に基づき、円滑で効果的な実施を図る為開催審議し、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 事業部会議は、部会長以下5名の事業部役員と、所属する活動団体から各代表者1名の部会委員によって構成されるものとする。
- 3 事業部は、会議を通して、所属する活動団体間の協働と調整を図り、円滑に効果的に目的とする所管事業の企画と執行に当たる。

(定足数等)

第17条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、議長を除く出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 2 会議の議長は、連区総会においては、出席者の中から議長を選任し、その他の会議では協議会会長が議長を務めるものとする。

第4章 会計

(会計)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の経費は、地域づくり協議会交付金、その他の収入をもって充てる。
- 3 協議会の会計業務は、本部会計と事業部会計において厳正に処理されるものとする。

(監査)

第19条 会計監査は、会計年度終了後に会計及び事務の監査を行い、結果を連区総会に報告するものとする。

第5章 雑則

(弔意)

第20条 香典は1万円とする。弔意の対象は協議会現職役員本人の場合とする。ただし執行役員会で決議されればいずれもこの限りではなく特例を認める事とする。

(付則)

第21条 この会則に定めるもの以外は、会長が役員会に諮り、その議決に基づいて定めるものとする。

- 1 平成26年11月29日「地域づくり協議会設立総会」承認。
- 2 協議会設立発足は、平成27年4月1日とし、同日をもって設立施行する。
- 3 本会則は、令和3年3月20日に改正し、同日をもって施行する。
- 4 本会則は、令和4年3月21日に改正し、準備期間を経て令和5年度より施行する。
- 5 本会則は、準備期間に一部を改正し、令和5年4月1日より施行する。

第5条別紙 次頁

